様式第２-３号

共同企業体協定書

(目的)

第１条　本協定は、共同企業体を設立して、佐賀県(以下「発注者」という。)が発注する「全国都市緑化佐賀フェア（仮称）基本計画策定業務委託」(以下「本業務」という。)を共同して受託するため、提案書を共同して作成及び提出することを目的とする。

(名称)

第２条　本協定に基づき設立する共同企業体は、「○○/○○共同体」 (以下、「本共同企業体」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第３条　本共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

(１)○○市○○町○○番地

株式会社○○

(２)○○市○○町○○番地

株式会社○○

(幹事者及び代表者)

第４条　本共同企業体の幹事者は、○○とする。

２　本共同企業体の幹事者を本共同企業体の代表者とする。

(代表者の権限)

第５条　本共同企業体の代表者は、本業務に係る提案書の作成及び提出に関し、本共同企業体を代表して発注者と折衝する権限を有するものとする。

(実施方針)

第６条　本共同企業体は、構成員全員をもって提案書の作成及び提出にあたるものとする。

(構成員の協力)

第７条　本共同企業体は、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務に係る提案書の作成及び提出に関して協力するものとする。

(業務処理責任者)

第８条　本共同企業体はその構成員の中から、本業務に係る提案書の作成及び提出に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係る提案書の作成及び提出に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第９条　本共同企業体の各構成員の代表者は、本業務に係る提案書の作成及び提出に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(構成員の個別責任)

第１０条　本共同企業体の構成員がその分担に係る本業務に係る提案書の作成及び提出に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第１１条　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務の受託および解散)

第１２条　構成員は、本共同企業体が本業務を受託した場合、別途本業務の遂行に関する共同企業体協定書を締結するものとし、本業務を完了する日までは脱退することができない。ただし、本共同企業体が本業務を受託することができなかったときは、本共同企業体は解散するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第１３条　この協定書に定めのない事項については、協議において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第１４条　本協定の紛争については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者○○外○社は、上記のとおり本共同企業体協定を締結したので、その証として本正本２

通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各１通を保有し、

副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和○年○月○日

代表者　（所在地）

　　　　（名　称）

　　　　（代表者）

構成員　（所在地）

　　　　（名　称）

　　　　（代表者）